

アンティグア・バーブーダの入国規制措置（7月2日更新）

アンティグア・バーブーダ政府は、新型コロナウイルス対策として、入国規制措置を以下のとおり更新しました（7月5日発効）。

- 1 航空機により到着する全ての渡航者は、乗り継ぎを行う者を含め、入国7日前以内に実施された RT-PCR 検査の陰性証明書の保持が必要。
- 2 船舶により到着する渡航者には、港湾保健局の規則に基づき、検疫措置が課される。全ての小型船舶及びフェリーは、Nevis Street 埠頭のみからの入港となる。
- 3 全ての渡航者は、入国に際しマスクを着用しなければならず、健康申告書の記載、スクリーニング及び検温が到着時に課される。また、同滞在中は、公共の場所では常時マスクを着用しなければならない。
- 4 全ての渡航者は、到着後14日間は検疫命令及び検疫規則に従い、監視される。渡航者は、入国時ないし宿泊施設での検査が求められることがある。
- 5 新型コロナウイルスの症状がある渡航者は、保健当局が定めるとおり、隔離される。また、1泊を要する乗り継ぎを行う渡航者等は、出発まで政府が指定する宿泊施設等での待機を要請される。

在留邦人及び同国訪問予定の皆様におかれては、引き続き最新情報の入手に努めると共に、日頃から手洗い等を励行して、感染防止に努めてください。

参考：アンティグア・バーブーダ保健省

<https://www.facebook.com/investingforwellness/>

参考：日本からの渡航者・日本人に対する各国・地域の入国制限措置及び入国・入域後の行動制限

https://www.anzen.mofa.go.jp/covid19/pdfhistory_world.html

【問い合わせ先】 在トリニダード・トバゴ日本国大使館

電話：(国番号 1-868) 628-5991

住所：5 Hayes Street, St. Clair, Port of Spain, Trinidad and Tobago

ホームページ：<http://www.tt.emb-japan.go.jp/houjin-page.htm>

E-mail：ryouji@po.mofa.go.jp

当館は、セントクリストファー・ネイビス、アンティグア・バーブーダ、ドミニカ国、セントルシア、セントビンセント、グレナダ、ガイアナ及びスリナムを兼轄しています。